

## 平成25年度第4回 野洲市景観審議会会議録

### 要 約 版

開催日時 平成26年3月11日（火） 午後2時から3時  
場 所 中主防災コミュニティセンター2階 防災研修室

#### 1. 開会

【事務局】 審議会を開催させていただきに皆様にお願いが一点ございます。平成23年3月11日14時46分に発生いたしました東北地方太平洋沖地震から今日で3年が経過いたしました。14時46分になりましたら震災の犠牲となられた方々にご冥福をお祈りし、黙祷を捧げたいと思いますので御協力よろしくお願い致します。

それではただ今より第4回野洲市景観審議会を開催させていただきます。

本審議会の成立でございますが、9名中、今現在6名の委員の皆様にご出席いただいておりますので、野洲市景観条例施行規則第22条第3項の規定により、本日の景観審議会が成立していますことを報告いたします。

#### 2. 挨拶

【会長】 今日は東京から来たのですが、滋賀の青空と雪という非常に美しい風景に迎えられ、野洲から比良の暮雪と三上山がくっきりと浮かび、こういう日常のなんでもない風景、東北のことを思う普通の風景と普通の当たり前の一日が大事で幸せなことだと思います。

今日は野洲市屋外広告物条例の制定に向け、市長から諮問を受けて、前回のパブリックコメント等の確認をして、皆さんと審議し、それを答申したいと考えております。

【市長】 本日諮問をして、スケジュール通りであれば答申を頂くという事ですけれども、これまで色々ご審議いただいたうえで、最終的に野洲市の新しい条例のご判断をいただきたい。

パブリックコメント或いはその前に市民の話し合いの場も持ちました。そこでも色々ご意見頂き、パブリックコメントだけじゃ無しに、それも入れて最終的な案ができております。

今日集中的にご審議いただいた上で最終案を頂いて、条例ですから、6月の議会に条例案として提案させていただいて制定をさせて頂きたい。

これで終わりではなく、これはルールであり、今後皆さん方のご協力で景観が守られて且つ活気のある、伸びゆくまちを作っていきたいと思っております。

【事務局】 （資料確認）

### 3. 議事案件

【会長】 それでは議事に入りますが、まず市長から諮問がございますのでこれを受けたいと思います。

【市長】 野洲市景観審議会会長松岡拓公様、野洲市長山仲善彰、野洲市屋外広告物条例案について諮問。野洲市景観条例第23条第2項の規定により、野洲市屋外広告物条例案について、諮問いたしますので、ご審議賜りますようお願い申し上げます。諮問の理由、良好な景観の形成に向けて、野洲市景観形成方針を踏まえた、市独自の屋外広告物条例を制定するため。

ということでどうぞよろしくお願い致します。

委員の皆さんどうぞよろしくお願い致します。

【会長】 ただ今市長より、諮問書をお受けいたしました。

それでは、「野洲市屋外広告物条例（案）について」の審議に入ります。

前回までの審議会意見を踏まえた条例案に対するパブリックコメントが実施されていますので、その結果報告を中心に審議したいと思います。

【事務局】 （資料3、参考資料1、参考資料2を用いて説明）

頂いたご意見につきましては3回までの審議会の意見、また懇談会で頂いている意見と重複している部分もあろうかと思いますが、今回のパブリックコメントに対しましての野洲市屋外広告物条例案の変更は行わないと整理させて頂いております。

野洲市屋外広告物条例のあらましとしまして、条例制定後、周知を図るために条例内容をわかりやすく解説したものを作成中です。市民・事業者の皆さんに内容をご理解いただき共に良好な景観まちづくりを進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いします。

【会長】 これに対する質疑に入ります。

パブリックコメントに対しての市の考え方、これに関しては特に内容を修正するようなものは無かったということです。

それから近隣の市との基準を比較した表です。内容については、前回の審議会で説明いただいているので細かいことについては触れておりません。

それでは皆さんからご意見ご質問等ございましたらよろしくお願いしたいと思います。如何でしょうか。

他市と比較すると、特に屋上広告物に対する基準が厳しいとなっておりますが、それは「おおぞら」という標語にもリンクして上を見上げるとすっきりしてみえるようにという野洲オリジナルですね。

私から一つ感想を、野洲市の場合特に非自家用広告物の突出広告物に関しては県の条例と同じような内容だということですよね。突出物は自分の敷地から外に出て道路上や歩道上に出ているものもあります。今日も地震の話で思い出したのですが、やっぱり自分が歩くところの真上にそういうもの、敷地から飛び出しているものがあるというのは如何なものかと。今後そういうものに対する規制検討が課題かと少

しと思いました。

【事務局】 歩道上等になりますと、道路管理者との整理も必要になりますが、一定の高さ以上という基準が設定はされています。野洲市の場合はビル群が無いのでなかなか思いつく場所が無いのですが、今後の課題と認識します。

【会長】 街の中にそういう建物ができてきた時に対応を検討していただきたいと思います。

【A委員】 参考資料1ですね。これを見させていただいて、わかりやすいですね。高さの制限というのが非常に良くわかるので良いと思います。

守山、長浜というのは全面的に厳しくできている。大津市は都市なので甘い気がする。特に守山、長浜が非常にきびしいという感想を改めて持ちました。

【会長】 市独自の特色が出ているということがあるかもしれませんね。

他に如何でしょうか。特にご質問、ご意見無ければお諮りするということで、「野洲市屋外広告物条例（案）について」は、原案に同意することについて、ご異議ございませんか。

【委員一同】 異議無し

【会長】 異議無しということでありますので、議事案件「野洲市屋外広告物条例（案）について」は、その旨、市長に答申することとします。

それでは、答申書を作成するまでの間、休憩と致します。

（休憩）

【事務局】 それでは、14時46分になりましたので、皆様ご起立頂き黙祷をお願いします。

『黙祷』

【一同】 黙祷

【会長】 それでは審議会を再開いたします。

皆さんのお手元に配布されている答申書（案）の通り、市長に答申しようと考えますが、よろしいでしょうか。

【委員一同】 異議無し

【会長】 それでは答申を行います。

野洲市屋外広告物条例について（答申）、平成26年3月11日付け野都第38号で諮問のあったこのことについて、慎重に審議した結果、下記の通り答申します。記、原案に同意する。

【市長】 どうも有難うございます。委員の皆さん、どうも有難うございました。

【会長】 ただ今答申をさせて頂きました。有難うございました。

#### 4. その他

【事務局】 本日の答申を受けまして、「屋外広告物条例（案）について」の今後の予定ですが、議会上程への必要な手続きを行い、6月に議会上程、7月に公布、8月の施行を予定しております。

【会長】 他に何かございますか。

無いようでしたらこれをもちまして第４回野洲市景観審議会を終了させていただきます。

## ５．閉会

【部長】 委員の皆さんには過去、第１回から３回の審議会でのご審議を受け、本日も審議賜ったわけでございます。また、ただ今は屋外広告物条例の案につきまして、答申をいただき、誠に有難うございました。

本日いただきました答申を踏まえ、条例（案）として整理いたしまして、議会上程に向けて取り組んで参ります。

また、より良い景観に向けて屋外広告物の適正な規制が図れるよう、周知方法や内容の検討は行って参ります。

委員の皆様におかれましては、第１期景観審議会委員としてご尽力いただき誠にありがとうございました。

今後も引き続き、本市の景観まちづくりの推進のために、ご指導・ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げまして、閉会にあたりましての挨拶とさせていただきます。

本日は誠に有難うございました。

—— 終了 ——